

# 訪問看護医療DX情報活用加算

- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して看護を実施しております。
- マイナ保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

2025年3月25日

医療法人伯鳳会 はくほうそのだ訪問看護ステーション

△ご注意ください！

(令和7年1月時点)

令和6年12月2日から

従来の保険証は

発行されなくなりました

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

訪問看護を利用する際は

とっても  
カンタン！  
**マイナンバーカード**  
をご利用ください

1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。



2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。



3 資格確認

マイナンバーカードを  
読み取させてください。



4 確認完了



マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



STEP2. マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う  
※職員端末でも登録可能です。  
登録後、必ずログアウトしてください
- ② 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー) で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



### マイナンバーカードを使うメリット

#### より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになります。身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

#### 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

#### 大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（令和7年12月1日まで）**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただいくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。
- マイナ保険証をお使いの場合は、マイナンバーカードの券面にある電子証明書の**有効期限をご確認の上**、期限切れにご注意下さい。

※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。

マイナポータルでも確認できます。



## 健康保険証として マイナンバーカード をご利用ください

マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込みがお済みでない方は、  
お手持ちのスマートフォン※から以下の手順でお申込みください  
※職員端末でもご利用いただけます。ログアウトを忘れずにお願いします。

STEP1

必要なものを準備する

- ・申込者本人のマイナンバーカード
- ・「マイナポータルアプリ」のインストール



健康保険証の利用登録

STEP2

マイナポータルアプリを起動しログイン

- ・4桁の暗証番号の入力
- ・マイナンバーカードの読み取り



完了！

- ・健康保険証としてご利用いただけます



令和6年12月2日から従来の健康保険証は発行されなくなりました

※令和6年12月2日時点に有効な保険証は最大1年間有効です

詳しくは マイナンバーカード 保険証利用

